

新型コロナ緊急特例税制 / 令和2(2020)年度 税制改正

新型コロナの特例税制

～あなたが使える新型コロナ対策税制はコレだ!!～

新型コロナウイルスのパンデミックにより世界経済は一斉にストップし、規模の大小を問わず広範な業種で企業は大きな打撃を受けています。売上が激減、蒸発しても、家賃、光熱費、人件費などの固定費は発生し、大きな負担となります。税金も同様で、特に消費税は会社が赤字であっても売上があるだけで納税しなければならないケースも多くあります。

そのような新型コロナウイルスで被害を受けた事業者に対して、政府は給付金や助成金だけでなく、税制でもさまざまな特例を設けて事業を継続していただくための施策を打ち出しています。しかし、五月雨式に施策が打ち出されるため、一覧性のあるまとまった情報がないのが実情です。

このセミナーは新型コロナウイルスにより厳しい状況に置かれた事業者のみなさまに対する緊急措置として講じられた各種税制について総括して解説し、資金繰り強化や経営改善につなげます。また、令和2年度の税制改正のうち、知っているとお得な優遇税制についても解説します。

※必ずマスクを着用してご参加ください。また、発熱等、体調不良の方の受講はご遠慮願います。

※「大阪コロナ追跡システム」への登録にご協力ください。

※このセミナーは、税理士、公認会計士、弁護士ならびにその事務所・法人に所属する方の受講はできません。ご了承ください。

1. 日 時：2020年7月22日（水） 午後2時～4時

2. 場 所：大阪トヨペットビル 9階大ホール
大阪市西区立売堀3丁目1番1号

3. 講 師：窪田良一税理士事務所
窪田 良一 氏（税理士・中小企業診断士）

4. 内 容：①「申告・納付等の期限の個別延長」関係の特例措置
②「イベント、酒販、テレワーク」関係の特例措置
③「融資、欠損金」関係の特例措置
④「令和2年税制改正」関連の各種優遇税制

5. 受講料：大商会員 無料 / 特商・一般 5,000円

6. 定 員：50名（申込先着順にて受付）※原則、1社2名迄の受付とさせていただきます。

7. 申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、大阪商工会議所 西支部

FAX：6539-1668 までへお申し込み下さい。

*受講受けさせていただきます方には開講前1週間前後に受講票をFAXさせていただきます。（お問い合わせ先電話番号6539-1666 担当：中川）

申込書「新型コロナの特例税制」（7/22）

(社名カナ) (会社名)	(参加者氏名カナ) (参加者氏名)		
(所在地)〒	(ID番号)		
(TEL) (FAX)	(業種)	(従業員数)	(資本金)

ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供（eメールでの事業案内を含む）のために利用するのをはじめ、講師には参加者名簿として配布します。あらかじめご了解のうえお願いいたします。

また、本事業は大阪府の経営支援事業費補助金を受けて実施しているため、大阪府へ実施報告をいたします。事業参加の際は、必ずアンケートにご協力賜わり、事務局までご提出ください。アンケートの提出に関しましては、メール・FAX等でご連絡申し上げることもございます。ご了承ください。